

資料2

(議案第70号関係)

令和4年3月8日
総務企画常任委員会
税務部国保医療年金課

青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額)</p> <p>第六十条 〔略〕</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額)</p> <p>第六十一条 〔略〕</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額)</p> <p>第六十二条 第五十九条第二項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第六十五条及び<u>第七十九条第一項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第三号、第六十五条及び<u>第七十九条第一項</u>において同じ。）以外の世帯 二万四千七百二十円</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る_____所得割額)</p> <p>第六十条 〔略〕</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額)</p> <p>第六十一条 〔略〕</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額)</p> <p>第六十二条 第五十九条第二項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第六十五条及び<u>第七十九条</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第三号、第六十五条及び<u>第七十九条</u>において同じ。）以外の世帯 二万四千七百二十円</p>

改正後	改正前
<p>四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第七百三条の五第一項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第七百三条の五第一項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（<u>第一百五十八条第二項</u>に規定する世帯主を除く。）一人について 一万四千二十八円</p> <p>ロ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる</p>	<p>四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第七百三条の五</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第七百三条の五</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（<u>第一百五十八条第二項</u>に規定する世帯主を除く。）一人について 一万四千二十八円</p> <p>ロ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる</p>

改正後	改正前
<p>世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万七千三百四円</p> <p>(2) 特定世帯 八千六百五十二円</p> <p>(3) 特定継続世帯 一万二千九百七十八円</p> <p>ハ～ホ [略]</p> <p>ニ <u>法第七百三条の五第一項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき二十八万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 一万二十円</p> <p>ロ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万二千三百六十円</p> <p>(2) 特定世帯 六千百八十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 九千二百七十円</p>	<p>世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万七千三百四円</p> <p>(2) 特定世帯 八千六百五十二円</p> <p>(3) 特定継続世帯 一万二千九百七十八円</p> <p>ハ～ホ [略]</p> <p>ニ <u>法第七百三条の五</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき二十八万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 一万二十円</p> <p>ロ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万二千三百六十円</p> <p>(2) 特定世帯 六千百八十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 九千二百七十円</p>

改正後	改正前
<p>ハ～ホ 〔略〕</p> <p>三 <u>法第七百三条の五第一項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき五十二万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千八百</p> <p>ロ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 四千九百四十四円</p> <p>(2) 特定世帯 二千四百七十二円</p> <p>(3) 特定継続世帯 三千七百八円</p> <p>ハ～ホ 〔略〕</p> <p>2 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額</u>（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合に</p>	<p>ハ～ホ 〔略〕</p> <p>三 <u>法第七百三条の五</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき五十二万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千八百</p> <p>ロ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 四千九百四十四円</p> <p>(2) 特定世帯 二千四百七十二円</p> <p>(3) 特定継続世帯 三千七百八円</p> <p>ハ～ホ 〔略〕</p>

改正後	改正前
<p><u>あつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>一 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</u></p> <p><u>イ 前項第一号イに規定する金額を減額した世帯 三千六円</u></p> <p><u>ロ 前項第二号イに規定する金額を減額した世帯 五千十円</u></p> <p><u>ハ 前項第三号イに規定する金額を減額した世帯 八千十六円</u></p> <p><u>二 イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 一万二十円</u></p> <p><u>二 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</u></p> <p><u>イ 前項第一号ハに規定する金額を減額した世帯 九百五十四円</u></p> <p><u>ロ 前項第二号ハに規定する金額を減額した世帯 千五百九十円</u></p> <p><u>ハ 前項第三号ハに規定する金額を減額した世帯 二千五百四十四円</u></p> <p><u>二 イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 三千百八十円</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第百七十九条の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第百七十九条の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合</p>

改正後	改正前
<p>における第百六十条及び前条第一項の規定の適用については、第百六十条第一項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第百七十九条の二に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によって計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、前条第一項第一号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によって計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号及び第三号において同じ。）及び」とする。</p> <p>附 則</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第四十九条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第百七十九条第一項の規定の適用については、同条中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十</p>	<p>における第百六十条及び前条の 規定の適用については、第百六十条第一項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第百七十九条の二に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によって計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、前条第一号 中「総所得金額 」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によって計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号及び第三号において同じ。） ____」とする。</p> <p>附 則</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第四十九条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第百七十九条 _____ の規定の適用については、同条中「法第七百三条の五 _____」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第七百三条の五 _____」に規定する総所得金額（所得税法第三十</p>

改正後	改正前
<p>五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の二第五項の配当所得等を有する場合における<u>第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十六条及び<u>第一百七十九条</u>第一項の規定の適用については、第一百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第一百七十九条</u>第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</u></p> <p>(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における<u>第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十六条及び<u>第一百七十九条</u>第一項の規定の適用については、<u>第一百六</u></u></p>	<p>五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の二第五項の配当所得等を有する場合における<u>第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十六条及び<u>第一百七十九条</u></u>の規定の適用については、第一百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第一百七十九条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における<u>第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十六条及び<u>第一百七十九条</u></u>の規定の適用については、<u>第一百六</u></p>

改正後	改正前
<p>十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第一百七十九条第一項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十二条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第五項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、<u>第一百六十条</u>、<u>第一百六十三条</u>、<u>第一百六十六条</u>及び<u>第一百七十九条第一項</u>の規定の適用については、<u>第一百六十条</u>第一項中「及</p>	<p>十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第一百七十九条</u><u>中</u>「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十二条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第五項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、<u>第一百六十条</u>、<u>第一百六十三条</u>、<u>第一百六十六条</u>及び<u>第一百七十九条</u>の規定の適用については、<u>第一百六十条</u>第一項中「及</p>

改正後	改正前
<p>び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第一百七十九条第一項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十三条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条及び<u>第一百七十九条第一項</u>の規定の適用については、第六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第一百七十九条第一項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第一百七十九条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十三条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条及び<u>第一百七十九条</u> の規定の適用については、第六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第一百七十九条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十六条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び<u>第百七十九条第一項</u>の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第百七十九条第一項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十八条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び<u>第百七十九条第一項</u>の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十六条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び<u>第百七十九条</u>の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第百七十九条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十八条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び<u>第百七十九条</u>の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の</p>

改正後	改正前
<p>二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</u></p> <p>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十八条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第八条第二項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における<u>第六十条、第六十三条、第六十六条及び第七十九条第一項の規定の適用については、第六十条第一項中「山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第七十九条第一項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同</u></p>	<p>二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第七十九条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十八条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第八条第二項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における<u>第六十条、第六十三条、第六十六条及び第七十九条</u> の規定の適用については、第六十条第一項中「山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第七十九条 において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同</p>

改正後	改正前
<p>条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第七十九条第一項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十八条の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第八条第四項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条及び<u>第七十九条第一項</u>の規定の適用については、第六十条第一項中「山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第七十九条第一項</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第七十九条第一項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山</p>	<p>条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第七十九条</u> 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十八条の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第八条第四項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条及び<u>第七十九条</u> の規定の適用については、第六十条第一項中「山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第七十九条</u> において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第七十九条</u> 中「山林所得金額」とあるのは「山</p>

改正後	改正前
<p>林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十九条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十九条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び第百七十九条の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、第百七十九条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第六十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び<u>第百七十九条第一項</u>の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第百七十九条第一項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>第六十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条及び<u>第百七十九条</u>の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第百七十九条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>